

公的制度の減免等の支援について

○ 国が要請する減免を着実に実施するとともに、市独自の減免率の上乗せ実施や、被災者への就学援助を行うなど被災者に寄り添った支援を実施する

1. 保険料

【期間：H30年7月～H31年3月末】

(1) 国民健康保険

岡山市独自

低所得者層（賦課基準となった総所得金額等が170万円以下の世帯）については、市独自に減免基準を上乗せし、100%減免（半壊・床上浸水）
※170万円を超える世帯であっても、国が定める基準所得を下回る法定軽減世帯は上記と同様の取扱いとする。

(2) 介護保険

岡山市独自

低所得者層（世帯全員が市民税非課税の方）は、市独自に減免基準を上乗せし、100%減免（半壊・床上浸水）

2. 保育料・幼稚園授業料等

【期間：H30年7月～H31年3月末】

岡山市独自

床上浸水について、従来基準の3割から5割に上乗せ実施し、期間についても6か月から9か月に延長

3. 就学援助

【期間：H30年7月～H31年3月末】

岡山市独自

被災者（全半壊・床上浸水）について、被災日以降の就学援助を行う。

4. 窓口負担免除・利用料減免

(1) 窓口負担免除

【期間：H30年7月～10月末日】

岡山市の国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療保険の被保険者における被災者（全半壊・床上浸水）は、医療機関等での受診や介護サービスを受ける際の窓口負担を免除

(2) 障害福祉サービス等利用料減免

岡山市独自

【期間：H30年7月～10月末日】

障害福祉サービス利用に係る利用者負担額を減免（全半壊・床上浸水）

国民健康保険料の減免（総所得金額170万円以下の世帯）

	床上浸水	半壊	全壊
現行基準（減免率）	40%	50%	50%
国基準（減免率）	50%	50%	100%
特例（減免率）	100%	100%	100%

※170万円を超える世帯は、国基準の減免を実施。

※現行基準：これまでの災害時における市の保険料減免の基準

※国基準：国庫補助の対象となる保険料減免の基準

介護保険料の減免（世帯全員が市民税非課税の方）

	床上浸水	半壊	全壊
現行基準（減免率）	20%	20%	20%
国基準（減免率）	50%を超えない範囲	50%	100%
特例（減免率）	100%	100%	100%

※市民税課税世帯の場合は、国基準の減免を実施。

※現行基準：これまでの災害時における市の保険料減免の基準

※国基準：国庫補助の対象となる保険料減免の基準

保育料・幼稚園授業料等

	床上浸水	半壊	全壊
現行基準（減免率）	30%	50%	100%
特例（減免率）	50%	50%	100%

※現行基準：これまでの災害時における市の保育料等の減免基準

就学援助（一例） ※対象：全壊、半壊、床上浸水 ※額は年額

	小学校	中学校
学用品費	約8,000円	約16,000円
学校給食費	約17,000円	約19,000円